

# 令和7年度 第1回稲荷第一市民センター運営審議会

日 時 令和7年7月7日（月）

午前10時00分から

場 所 稲荷第一市民センター  
2F 会議室

## 《 次 第 》

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 令和6年度事業報告及び利用状況について

(2) 令和7年度運営方針及び重点目標について

(3) 令和7年度定期講座開設状況について

(4) その他

4 閉 会

## 稲荷第一市民センター運営審議会委員名簿

《 任期：令和6年4月1日～令和8年3月31日 》

(順不同・敬称略)

氏名	備考(主な活動団体等)
小森 正巳	会長(学識経験者/水戸市障害者(児)福祉団体連合会)
出澤 孝夫	副会長(民生委員/稲荷第一地区まちづくり会広報部長)
桑名 実	委員(稲荷第一小学校長)
大貫 進一	委員(稲荷第一地区まちづくり会監事)
濱内 里依子	委員(民生委員/稲荷第一地区スポーツ推進員)
高田 清美	委員(稲荷第一地区まちづくり会環境福祉部副部長)

## 稲荷第一市民センター職員名簿

職名	氏名	主な担当事務等
所長	藤咲 一臣	施設管理・市民センター運営審議会・ 地区会事業
会計年度任用職員	川崎 頼子	庶務・経理・定期講座
会計年度任用職員	宮内 るみ子	高齢者セミナー・子ども教室・成人セミナー・ 家庭教育学級・家庭教育強化事業

TEL / FAX 029-269-2213

# 1 令和6年度事業報告及び利用状況について

## ○一般教養講座

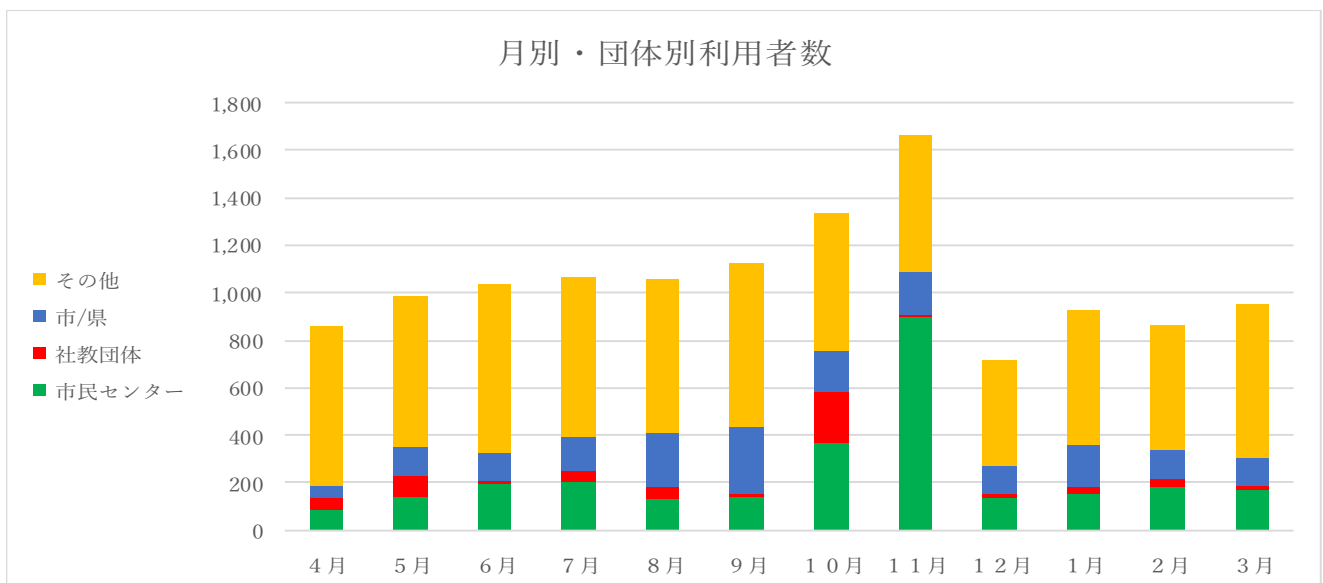
講座名	内容	開催日	対象者	人数	講師名等
成人 セミナー	太極拳	7月8日	一般成人	18名	小野崎 幸子
	防災教室	8月29日	一般成人	15名	水戸气象台講師
	移動学習	12月11日	一般成人	30名	大谷資料館・宇都宮ライトライン他
	米粉料理講習会	令和7年 2月14日	一般成人	12名	三熊 理恵
	自宅と実家をかたづけたくなる講座	令和7年 3月10日	一般成人	36名	長峰 智子
高齢者 セミナー	人権啓発講演会	6月24日	高齢者	48名	柳貴家 正楽
	移動学習	9月10日	高齢者	28名	茨城県立歴史館・イトウ製菓工場他
	スマホ体験講座（基本編～応用編）	令和7年 1月23日	高齢者	13名	ドコモスマートフォンアドバイザー
家庭教育学級	親子体操	9月18日	常澄認定こども園園児及び保護者	45名	菊池 亜希乃
	家庭教育講演会	令和7年 2月7日	新入学児童及び保護者	55名	岡部 千草
家庭教育強化 事業	子どもとの接し方講座	7月26日	未就学児と保護者	24名 (12組)	熊倉 裕子
	親子のふれあい体験教室	10月25日	未就学児と保護者	4名 (2組)	中河原 優子
	子どもとのふれあい講座	令和7年 2月28日	未就学児と保護者	13名 (6組)	おはなしの会「にじいろひろば」
子ども教室	夏休み子ども絵画教室	8月1日 8月2日	小学校児童（1～6年）	21名	関 徹
地域学校協働 活動事業	絵手紙教室	10月25日	小学校児童（2年）	47名	絵手紙クラブ員
その他の講座	親子で学ぼう！ いばらき（つねずみ）の食と農	令和7年 2月15日	小学生（3年生から6年生）と保護者	17名	J A 茨城県中央会

○市民センター団体別利用状況

区分 月	市民センター		社教団体		市/県		その他		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	10	87	3	49	5	56	73	667	91	859
5月	15	142	3	91	10	120	71	637	99	990
6月	16	195	1	13	11	117	74	710	102	1,035
7月	19	205	3	48	12	142	84	668	118	1,063
8月	12	132	5	49	11	228	80	644	108	1,053
9月	14	141	2	13	13	283	78	690	107	1,127
10月	19	366	7	219	13	172	65	580	104	1,337
11月	16	900	1	7	14	181	80	576	111	1,664
12月	13	131	2	21	9	119	75	446	99	717
1月	15	154	3	29	11	177	78	564	107	924
2月	17	182	3	32	9	126	66	525	96	865
3月	15	171	2	21	8	113	83	648	108	953
合計	181	2,806	35	592	126	1,834	907	7,355	1,249	12,587
前年度	232	2,720	43	640	157	2,252	829	6,929	1,261	12,541
比較	△51	86	△8	△48	△31	△418	78	426	△12	46

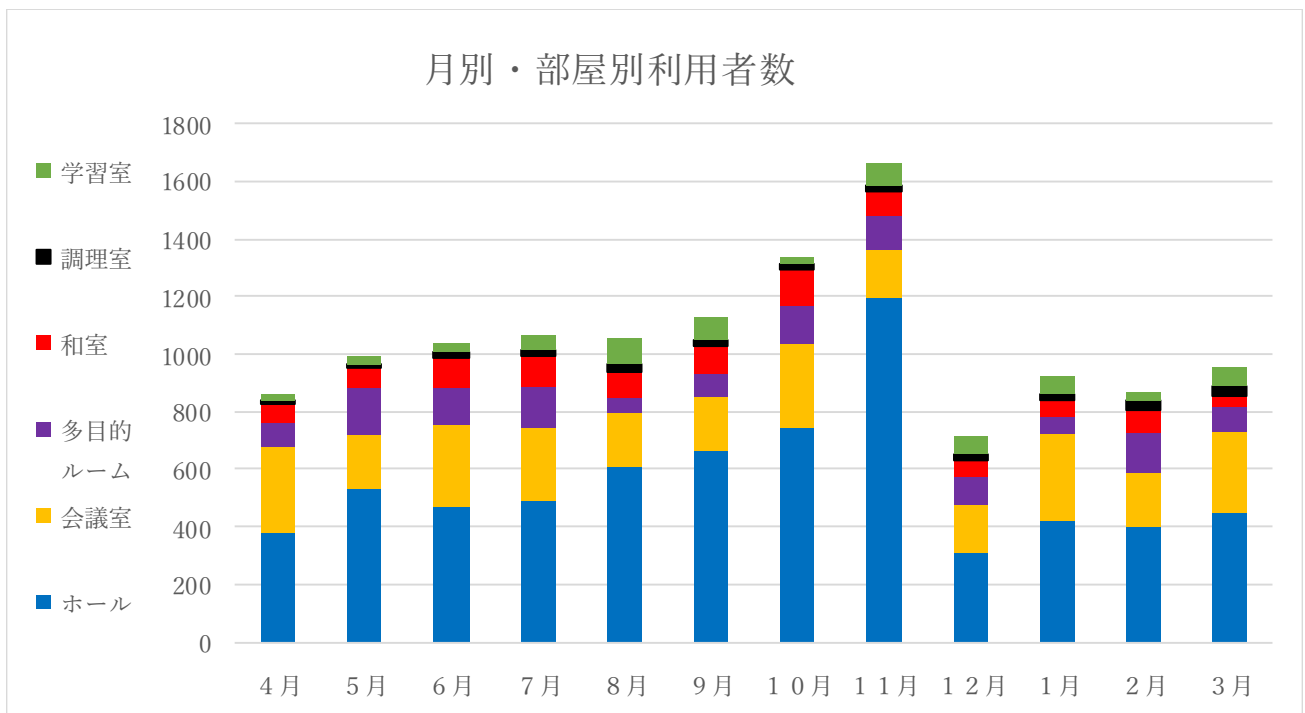
【団体区分】

- ・市民センター…定期講座，成人セミナー，家庭教育学級，運営審議会，その他主催講座 等
- ・社教団体 …子ども会，高齢者クラブ，PTA，スポーツ少年団，地区会 等
- ・市/県 …水戸市・茨城県関係部署，子育て広場，いきいき健康クラブ 等
- ・その他 …消防団，民生・児童委員，社会福祉協議会，サークル 等



○市民センター部屋別利用人数

区分 月	ホール		会議室		多目的 ルーム		和室		調理室		学習室		合計	
	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数
4月	34	377	23	300	10	89	7	63	1	10	16	20	91	859
5月	41	532	19	192	14	157	7	70	1	11	17	28	99	990
6月	37	473	20	285	15	123	10	106	2	22	18	26	102	1,035
7月	42	493	23	253	12	141	12	107	2	18	27	51	118	1,063
8月	39	612	16	189	7	47	8	91	1	23	37	91	108	1,053
9月	39	666	17	189	10	77	10	94	2	20	29	81	107	1,127
10月	42	741	24	297	12	131	12	126	2	20	12	22	104	1,337
11月	43	1,197	13	166	14	115	9	85	2	22	30	79	111	1,664
12月	34	314	14	167	11	94	7	55	2	19	31	68	99	717
1月	38	421	20	298	11	63	8	60	2	20	28	62	107	924
2月	36	404	16	182	16	140	7	80	3	35	17	24	96	865
3月	39	279	21	279	11	90	5	35	3	33	29	63	108	953
合計	464	6,683	226	2,797	143	1,267	102	972	23	253	291	615	1,249	12,587
前年度	471	6,518	237	2,617	207	2,004	77	800	22	202	244	400	1,261	12,541
比較	△7	165	△11	180	△64	△737	25	172	1	51	47	115	△12	46



# 令和7年度水戸市市民センター運営方針及び重点目標について

## 運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

## 重 点 目 標

### 1 地域コミュニティ活動の推進

#### (1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

#### (2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等にあわせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化型改修の実施及び施設の利用者数や周辺の状況等を踏まえつつ狭あい駐車場の解消に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

### (3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

## 2 生涯学習活動の推進

### (1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

#### ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

#### イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

#### ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

### (2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

#### ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

#### イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

#### ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

#### エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業について自己評価を行うとともに、自己評価をもとに、運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

### (3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

#### ア 次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、子どもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担う子どもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

#### イ 社会全体で支える家庭教育

子どもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

### 3 令和7年度定期講座開設状況について

#### (ア) 教室 (初心者対象)

教室名	開催日		定員 (人)	募集 人数 (人)	受講 者数 (人)	年会費 (円)	講師名	開講日
大人の塗り絵	第1・第3	月	20	20 【12】	12	10,000	岩渕 幸子	5/5

#### (イ) クラブ (自主運営・初心者可)

クラブ名	開催日		定員 (人)	募集 人数 (人)	受講 者数 (人)	年会費 (円)	講師名	開講日
手編み	第1・第3	火	10名	3	9	—	講師なし	5/20
家庭料理	第3	火	12名	3	12	5,500	三熊 理恵	5/20
英会話	第1・第3	水	14名	2	14	11,000	武田 智己	5/7
ウクレレ	第2・第4	水	13名	0	13	10,000	軍司 史代	5/14
お菓子づくり	第1	金	12名	2	12	5,000	塚原 秩子	5/2
郷土民謡	第1・第2	金	11名	5	6	—	講師なし	5/9
絵てがみ	第1	土	16名	4	12	5,000	鯨 和子	5/10

※ウクレレクラブは定員充足のため、令和7年度新規募集はありません。  
 ※令和6年度(令和6年8月)をもって、詩吟クラブは解散しました。

#### 4 その他

## 水戸市市民センター条例（抜粋）

（設置）

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（市民センター運営審議会）

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織等）

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

## 水戸市附属機関の設置及び運営に関する指針（抜粋）

第6 委員の選任の基準

- 1 部長は、附属機関の委員（以下「委員」という。）の選任については、次に掲げる事項に留意するものとする。
  - (1) 委員数は、必要最小限にとどめるものとし、20人以内とすること。
  - (2) 委員の在任期間は、一の附属機関について3期以内又は6年以内のいずれか短い期間とすること。
  - (3) 他の委員の職を5以上兼ねる者は、委員に選任しないこと。
  - (4) 市職員は、委員に選任しないこと。
  - (5) 委員は、幅広い年齢層の中から選任するよう努めること。
  - (6) 附属機関の女性委員の登用については、水戸市男女平等参画推進基本計画（第3次）（令和2年3月26日決定）に基づき、その割合が令和5年度末までに40パーセントになるよう努めること。
  - (7) 水戸市女性人材バンク要項（平成10年5月15日施行）の規定に基づく女性人材バンク、水戸市生涯学習推進基本計画（第4次）（平成28年3月23日決定）に基づくあなたも師・達人制度等の活用に努めること。
  - (8) 公募により委員を選任する場合は、水戸市附属機関委員の公募基準（平成11年10月7日決定）に基づき、行うこと。
- 2 前項に掲げる事項は、次の各号のいずれかに該当する場合には、適用しないことができる。
  - (1) 法律及び法律に基づく命令の規定により、委員を選任しようとする場合
  - (2) 専門分野の学識経験者を委員とする場合など、他の者を選任することが困難な場合
  - (3) その他特別な事情があると認められる場合